

佐野日本大学短期大学シラバス				2018
科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
福祉行財政と福祉計画 Welfare Administration and Finance and Outreach Programs		2年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	(社会福祉士国家試験受験資格取得必修 社会福祉主事任用資格に係る科目)	特になし
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
社会福祉士受験資格指定科目				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
社会福祉士受験資格指定科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
山田 昇	本館2F	授業時に説明します。		授業中に指示します
授業の概要				
財政確保と計画的な福祉推進が強く求められる昨今、社会保障を支える行政組織・国・県・市町村の役割・機能及び社会保障の財源確保と問題点について理解する。また、地域福祉計画等、福祉の計画化と推進方策について理解する。				
授業の目標				
①国と地方自治体行政の流れを理解し、県及び住民に密接にかかわる福祉行政を説明できるようにする。 ②民間福祉事業の在り方と福祉計画の策定プロセス等について説明できるようにする。 ③国・県・市町村の福祉行政や財政問題等について説明できるようにする。				
授業の方法				
自治体の取り組み・対応を具体的に理解していくために、テキスト及び視聴覚教材を活用し、講義やアクティブラーニング形式に進める。				
学習の成果（学習成果）				
①地方分権と合併のもたらす社会福祉行財政の現状と課題を説明することができる。 ②地方自治体の行財政について説明することができる。 ③地域福祉計画等福祉の計画策定の重要性を認識し、説明することができる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス（授業の進め方、留意事項、成績評価等） 福祉計画の策定と地方自治体の福祉施策について			
第2回目	社会保障・福祉の変化と行財政について			
第3回目	福祉行政の組織・仕組みとシステムについて			
第4回目	社会福祉計画と行財政について			
第5回目	社会保障・福祉財政と地方自治体の福祉施策			
第6回目	福祉行政と専門職の役割について レポート「福祉行財政の現状と課題」提出は第7回の授業時			

第7回目	地域の福祉相談・支援システムの在り方について	
第8回目	福祉計画の目的と意義について	
第9回目	福祉計画の理論と技法① 障害者計画・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	
第10回目	福祉計画の理論と技法② 次世代育成支援活動計画・地域福祉計画について	
第11回目	福祉計画の理論と技法③ 各種計画相互の調整と協働目標の設定について	
第12回目	県・市町村福祉行財政の展望① 組織・財源・市町村格差問題について	
第13回目	県・市町村福祉行財政の展望② 少子高齢社会の対応について	
第14回目	県・市町村福祉行財政の展望③ 地域福祉計画の策定と具体的推進について	
第15回目	現代の住民福祉問題と行政の対応 授業のまとめ	
事前・事後学習	ITや図書館を活用して、授業で不明であった点は必ず次回授業までに調べておくこと。また、科目担当者や担任に質問に行くこと。常に分析をする視点を持つこと。	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	10%	授業への積極的参加を評価する。個人ワークを自主的に行い、明確な課題意識をもって授業に臨むことができる。これらを総合的に判断する。
レポート	20%	提示するテーマについて自分の言葉で述べる事ができる。最高評価であるSは意欲的に課題に取り組んでおり、着手すべきテーマの趣旨に沿っていて、学習の成果が十分に示されている。
調査報告書		
小テスト	10%	第8回目の授業において小テストを行う。ほぼすべての授業にリアクションペーパーを行う。このことにより学びの振り返りができる。求められたテーマについて自分の考えを明確にすることが出来る。
試験	60%	論述、記述式の試験を行い評価する。論述は根拠(エビデンス)に基づき自分の言葉で述べられていること。
発表内容（態度含む）		
その他		
教科書と参考図書		
教科書：『福祉行財政と福祉計画』第4版 社会福祉士養成講座・中央法規 参考書・参考資料：授業の都度指示、資料を配布する。		
履修上の留意点・ルール		
自分の居住地（出身地）市町村行政の財政状況や福祉関連計画を把握しておくこと。 目的意識・課題意識を明確にして授業に臨み、口頭で述べたこともきちんとノートにとること。遅刻・早退・私語・居眠りは厳禁。		